

TOPICS

中小企業再生支援協議会事業が各都道府県で相次いでスタート

政府の「産業再生機構」の地方版として、中小企業の再生を支援する「中小企業再生支援協議会」が、本年 2 月に国の委託を受けて福井県において全国で最も早く設置された。本業は黒字でも過剰債務があったりなどして業績を悪化させている企業などを対象に、再生可能性を判断し、その上で個別の支援に移行する二段階方式で再生手続きが進められる。奈良県は、15 年度中に設置される予定。

中小企業再生支援協議会事業がスタート

政府の「産業再生機構」(対象：大企業中心)の地方版として、中小企業の再生を支援する「中小企業再生支援協議会」が、2月に国の委託を受けて福井県において全国で最も早く設置された。

主な活動内容は、資金調達の情報提供、経営相談、事業改善のための再建計画作成の支援など。支援を通じ、新規分野への進出、合理化によるコスト削減など中小企業の経営再建を後押しする。

同協議会の設置・運営により、中小企業の再生への取組みに対して中小企業の事業再生に関する施策を総動員して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行っていく体制が整備されたと言える。

福井県の同協議会は、福井商工会議所を設置主体として立ち上げられ、業務全体の方向性を決め、メンバー間の連携を図る「全体会議」と、企業の相談に応じる金融実務家や中小企業診断士の「支援業務部門」の二部門で構成されている。

全体会議の委員は、福井商工会議所副会頭、福井県銀行協会会長、福井弁護士会会長等 15 名で構成され、また、常駐する専門家として再生実務経験豊かな銀行出身者と中小企業診断士が就いている。

中小企業再生支援のフロー（一般的なケース）

支援業務は、本業は黒字でも過剰債務があったり、不採算部門を抱えるなどして業績を悪化させている企業などが対象となる。

具体的な事務フローとしては、まず経営上の

問題を抱える企業の申し出に対して再生可能性を判断し、その上で個別の支援に移行する二段階方式で再生手続きが進められる。

相談の第一段階で、常駐専門家は対象企業の財務状況などを調べ、企業の実態と再生可能性を判断する。支援業務責任者（プロジェクトマネージャー）らが、次世代産業分野での技術力、地域産業にとっての将来性、地域経済に与える影響の大きさといった観点で総合的に判断を行い、基準を満たす対象企業を選定する。選定された企業は、第二段階に移行する。なお、地域経済に与える影響が小さいケースや企業が個別に対応できると判断されるケースでは、中小企業支援センターなどで対応していく。

第二段階に移行した場合、個々のケースに応じて弁護士や公認会計士、税理士、中小企業診断士など専門家をつくるプロジェクトチームを結成し、主力銀行の支援などを考慮しながら経営改善計画の策定や政策金融の斡旋など、個別事例にケースバイケースで支援に乗り出す。

企業は、様々な専門家の助言を得て、関係金融機関との調整や幅広い融資制度の利用に関する協力が受けられ、経営改善計画にある経営革新融資の活用等を進めていく。具体的には、既存事業の改善などで収支を改善して再生を図るほか、新規事業分野への転換、販路の新規開拓、合理化推進によるコスト削減、他社との合併・統合などのかたちで再生を実現していく。

中小企業再生支援協議会の常駐専門家らは、

無料（国の予算）で経営改善計画策定の助言・相談に応じてくれるが、策定はあくまで企業自らが行わなければならない。

企業や事業の再生は、もともと企業による自助努力によって行われることが大原則であり、企業が自らの意思決定により早期に取り組むことが重要であることは言うまでもない。

奈良県での設置・活動が待たれる

福井県に続いて、15年3月末までに28都道府県が協議会を立ち上げる予定（近畿では大阪府、京都府、兵庫県）となっている。

本協議会事業の運営の成否は、常駐専門家などの「人」に大きく左右されることから、企業再生の実務経験が豊富な優れた人材の起用が必要となる。このため、奈良県を含め残りの県についても、適切な人材が見つかり体制が整い次第、15年度速やかに本協議会が設置される見込みである。

他府県と同様に奈良県においても、「なら産業活性化プラザ」（(財)奈良県中小企業支援センター、奈良県工業技術センター等）などとの連携を図り、県内企業の再生に向けた強固な取組みが期待される場所である。

「早期事業再生ガイドライン」

一方、不良債権処理の加速化が求められるなか、事業の早期再生の慣行を根付かせることを目的として、大企業などを想定した「早期事業再生ガイドライン」が本年2月に経済産業省から公表された。同ガイドラインは、平成14年12月、産業再生・雇用対策戦略本部が決定した「企業・産業再生に関する基本指針」において、不良債権発生の未然防止の観点から策定が要請されていたものである。

「早期事業再生ガイドライン」は、企業が早期に事業再生に着手し、過剰債務に陥ることを未然に防止するという「早期着手」と、過剰債務を抱える企業は迅速な事業再生に取り組むという「迅速再生」の2つをキーワードとし、事業再生に向けた新たな慣行の定着を目的として、官民

において取り組むべき課題を提案している。

「早期着手」に向けて

経営者が事業の変調を察知し、早い段階で再生に着手することができるよう、経営者・金融機関・投資家それぞれが事業別のキャッシュフローをモニタリングする慣行を根付かせるため、以下の取組みを提示している。

- ・先駆的な取組みにおいて活用されているキャッシュフロー（CF）に着目した指標群を「早期事業再生関連指標群」として提示し、企業による自主的な開示を促進
- ・金融機関における競争を促進するためのノンバンクによる資金調達の促進
- ・キャッシュフローに着目した融資を進めるための担保制度の整備
- ・事業再生を行う投資家の活動を促進するためのファンド関連法制の整備
- ・過剰供給構造を是正しながら事業再生を行う、事業法人によるM&Aを促進するための会社法の規制緩和、独占禁止法の企業結合規制の透明化・迅速化
- ・事業再生への着手を遅らせる経営者の個人保証問題への対応

「迅速再生」に向けて

企業が過剰債務に陥った段階では、法的手続・私的手続を問わず、迅速な再生を可能とするよう、以下の取組みを提示している。

- ・債務者区分、上場廃止基準などの事業再建法制（民事再生法・会社更生法）活用における障害の除去
- ・事業再生を促す融資・税制上の課題の検討
- ・事業再生を行うための専門的人材の育成と活用

今後は、本ガイドラインに示された課題や対応策に関する行政等の具体的な施策が早急に強化・拡充されることが求められる。なお、本ガイドラインの大半は、大企業・公開会社を想定した取組みであり、中小企業については、個人保証を負った経営者の再生問題や、包括根保証の問題への対応策について述べられている程度である。